

野田市告示第 1 8 0 号

屋外広告物法第 8 条第 2 項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

野田市長 鈴 木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 3 8 枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しくください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話 0 4 - 7 1 2 3 - 1 1 9 3

第九号様式の二（第十六条第二項）

保 管 物 件 一 覧 簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
8-6-1	立看板 はり札	— 20	境杉戸線～市道71075～2522～1501～ 71300～結城野田線 関宿台町～関宿江戸町～関宿内町～西高野～柏寺～ 桐ヶ作	令和8年6月10日 午前9時から午後4時	令和8年6月10日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
8-6-2	立看板 はり札	— 2	市道1061～21064～21081～1101 9～2080～1050～2080～2310～1 370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～ 岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の 里	令和8年6月17日 午前9時から午後4時	令和8年6月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
8-6-3	立看板 はり札	— 6	市道2100～22224～22222～2100 ～22348 七光台～谷津～吉春～蕃昌	令和8年6月17日 午前9時から午後4時	令和8年6月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
8-6-4	立看板 はり札	— 10	野田牛久線～市道1180～1160～2170～ 1180～2220～1390～1191 野田～中根～宮崎～花井	令和8年6月24日 午前9時から午後4時	令和8年6月24日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	